

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和6年1月10日
阿蘇市長 佐藤 義興

市町村名 (市町村コード)	阿蘇市 (43214)	
地域名 (地域内農業集落名)	一の宮 (塩塚、西二区、西一区、古神、無田口桐子、裁判町、泉、東一区、東二区、田島、新道 亀尾崎、春口角井、町区、原口、上井手、下井手、西井手、中原、上東下原、下東下原、 西下原、上西河原、下西河原、片隅、舞谷、上荻の草、中荻の草、下荻の草、一区、二 区、三の一区、三の二区、四区、五の一区、五の二区、六区、七区、古閑、神石、福岡、 上町、東仲町、西仲町、下町、桜町、福原、馬場、豆札)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月10日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

農業者の大部分が60～70代で占められており、高齢化が進んでいる。また、後継者がいない世帯が多く、農家の後継者も、農業以外の職種についており、農業後継者となる見込みが低い。

地区内の大規模水稻農家についても、耕作地が分散しており、集約なしでの規模拡大は困難な状況となっている。他の担い手も施設園芸農家で農地の規模拡大意向は少ない。

担い手農家が規模拡大できるよう、面的集積により農地利用の効率を向上させる、あるいは新たな担い手農家の確保を行うことが必要。

また、地区内農地の多くが湿田であることから、排水条件の改善を図る必要がある。

個人機械の老朽化が進み、水田作業を委託する農家が増えてきており、必要な作業が可能なだけの農業機械の確保ができなくなる恐れが生じている。また、未整備地区では大型機械の進入ができず、耕作が困難になりつつある。

鳥獣被害が増えており、特に集落周辺の未整備農地の耕作放棄地化が懸念される。基盤整備地区での作物被害も出ており、まとまった範囲での電気牧柵設置などの対応が必要。

水稻では所得確保が困難であることから、農業収入を増やすために、大豆や麦の作付を行いたいが、雨が多い時期に播種や収穫の作業が重ならないよう、早生の品種への変更が望まれる。

共同作業で行っている水路や農道等の管理について、広範囲な管理エリアに対して高齢化により作業人員が減少しており、負担が大きくなってきている。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

認定農業者等の担い手に対する面的集積を進めることで、農業者の減少に備えるとともに、団地化による米・麦・大豆の2年3作のブロックローテーションやWCSと麦の二毛作の高収益作付体系の確立により、農業後継者確保の受け皿づくりを進める。

また、認定農業者や新規就農者を中心に、施設園芸や畜産などの高収益農産物の生産に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,652 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,652 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針※
中心経営体である集落営農組合、認定農業者と新規就農者へ農地の集約を進める。 また、担い手に対する農地の面的集積が図られるよう、地域間の調整や話し合いを行う。
(2) 農地中間管理機構の活用方針※
農地中間管理事業を活用し、担い手の経営意向を踏まえながら、段階的に面的集積を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針※
更新基盤整備を計画的に進めるとともに、担い手のニーズを踏まえた農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備に取り組む。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針※
市やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術などの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。 また、法人経営体を中心に、雇用による担い手確保に取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じ、JA阿蘇に水稻の乾燥調製や、麦、大豆、そばの基幹作業の委託を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策※	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①個人による鳥獣被害防止対策のみならず、地域ぐるみでの効率的な対策に取り組む。
- ②有機栽培や特別栽培に取り組み、環境負荷低減と農産物の高付加価値化に取り組む。
- ③スマート農機の導入を進め、農作業の省力化、効率化を図る。
- ⑦中山間直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用し、農地や農道、水路等の保全に取り組む。